平成２４年（フ）第２１８号
福岡市南区長住３丁目１番３―602号、前住所福岡市西区横浜１丁目15番22号
債務者　安武　直人
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住野　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７号
福岡市西区今宿２丁目13番６―107号、前住所福岡市西区今宿東２丁目３番９―207号
債務者　羽根　慶三
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世良　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８０号
福岡県うきは市吉井町707番地16
債務者　飯田　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８５号
福岡市城南区茶山２丁目14番20号
債務者　湯浅　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日１―802号
債務者　高橋　徳親
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１号
熊本県荒尾市桜山町４丁目９番５号１
債務者　尾﨑ツタエ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０１号
函館市美原３丁目53番23号
債務者　木元　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
愛知県岡崎市蓑川町字小深田22番地１
債務者　榊原　美奈
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団124―101号
債務者　島袋　一成
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団124―101号
債務者　島袋　豊子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
愛知県安城市桜町４番28号　ロイヤル桜コーポラス315、前住所愛知県安城市池浦町池東５番地１　サンハイツ・トワＡ―102
債務者　橋本　有加
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
愛知県岡崎市欠町字栗宿18番地　愛知県がんセンター愛知病院内、住民票上の住所愛知県岡崎市北本郷町字野添40番地　アビタシオン酒井505
債務者　岡田美根子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市首里金城町４丁目25番地１
債務者　平良　邦彦
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１５号
埼玉県草加市谷塚２丁目９番１―511号
債務者　坂本　弘樹
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
埼玉県草加市北谷１丁目31番５号
債務者　小笠原京子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
埼玉県越谷市赤山町３丁目66番地３　モンシェリーマンション205、旧住所埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｃ―210
債務者　安藤　一紀
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
埼玉県越谷市赤山町３丁目66番地３　モンシェリーマンション205、旧住所埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｃ―210
債務者　安藤　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係